

東北地理学会会員が実施する緊急災害調査に対する支援に関する内規

東北地理学会幹事会
2018年2月22日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、東北地理学会会員が実施する大規模災害発生直後の現地調査に対し、東北地理学会が支援を実施するため必要な事項を定めるものである。

(大規模な災害の定義)

第2条 本内規において「大規模な災害」とは、次に掲げるものをいう。

- (1)地震、風水害等の大規模な自然災害
- (2)その他重大な事件・事故等

(調査支援金の支給の決定)

第3条 東北地理学会は、会員による申請（調査地、期間、目的、支援金の使途等を記載した任意の書式による）に基づき、第4条に定める金額の範囲で、調査旅行に充てるため、調査支援金を支給することができる。

- 2 支援金支給の可否及び支給額は幹事会の議を経て会長が決定する。
- 3 幹事会は、同一会員が過度に支援金を受給することのないよう、過去の支給実績等を踏まえて、これを決定するものとする。

(調査支援金の支給額)

第4条 本内規第3条に基づき支給する調査支援金の額は、乗用車1台を1日備上するのに必要な実勢額（現時点で金1万円を上限）とした実費とする。

- 2 宿泊料に相当する額は、これを支給しない。

(安全管理及び免責)

第5条 会員は、本内規に基づき支給される調査支援金を行使して調査を実施するにあたっては、自身及び同行者の安全に万全を期すものとする。

- 2 会員は、本調査支援金と他の研究費等により支弁される旅費とを二重に受給することのないよう留意する。
- 3 東北地理学会は、会員による災害調査活動によって発生した事故に対して、いかなる責任を負わない。

(成果報告)

第6条 会員は、本内規に基づき支給される調査支援金による調査の実施後、速やかに東北地理学会に、当該調査の成果を報告すること。

2 前項の成果報告をする際には、「東北地理学会緊急災害調査支援金」を受給して実施した調査である旨付記すること。

この内規は、2018年2月22日から施行する。